保安林制度の概要 4

- 保安林は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等の目的の達成のために必要な森林について、森林法に基 づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定。 0
- 指定目的を達成するために必要な森林施業上の要件(指定施業要件)を定め、**伐採制限や転用の規制等の制約を** 課すことにより、保安機能の十全の発揮を図る制度。 0

保安林の種類

- 土砂流出防備、 (2号)
- 防霧、なだれ、落石 航行目標、保健、風 水害防備、潮害防 m、十号防備、防雪、 防止、防火、魚つき、 数 (1号) 水源かん養、(2 (3号) 土砂崩壊防備、 (4号以下) 飛砂防備、防 備、干害防備、防

以上、17種

公益的機能の発

森林を農林水産 揮が特に必要な

大臣又は都道府 県知事が指定

保安林制度の体系

光

归

袻

行為制限 田

・水源地域の保安林

整備や被災した保安林の復旧など治

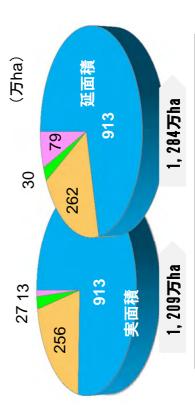
山事業の実施

- 土地の形質の変更等 栽の義務
- ※ 税金の減免、伐採 制限に伴う損失補 質などの描置

立木の伐採制限や植



保安林指定面積



保安林の指定-解除に関する国と都道府県の役割分担 S

- 保安林の指定·解除に関する権限·事務は、国と都道府県とで役割分担。
- 1~3号保安林(1号:水源かん養保安林、2号:土砂流出防備保安林、3号:土砂崩壊防備保安林)は、<u>その指定の</u> 目的の性質上、受益範囲が広く流域に及ぶ保安林。
- 重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域。 0

保安林の指定・解除に関する権限・事務区分

権限·事務区分	農林水産大臣	都道府県知事 (法定受託事務)	都道府県知事 (自治事務)	農林水産大臣
	重要流域	重要流域以外		
林の区分	台8~1		4号以下	
保安林の	民有林			国有林

地方分権改革におけるこれまでの議論 ထ

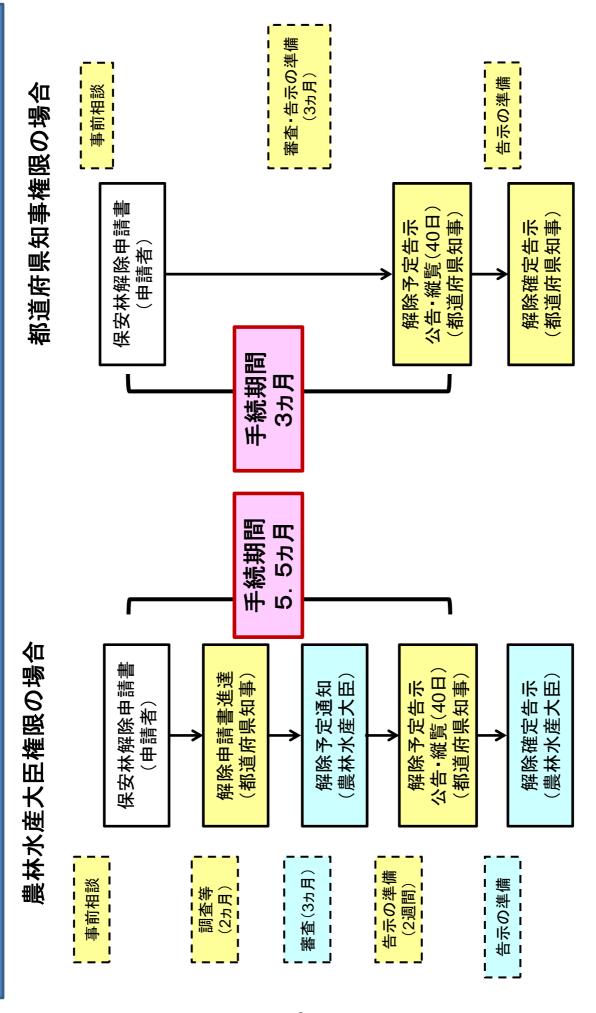
- 1. 地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)
- ① 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。
- ② 2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、 水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなす。

重要流域以外の1~3号保安林の指定・解除権限を都道府県へ移譲すると共に、機関委任事務であった4号 以下の保安林に関する事務を『自治事務』とした。

- 2. 地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日)
- ① 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、原則として都道府県に移管す る。個別の対象河川については地方自治体と調整を行う。
- 保安林の指定・解除については、一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流 域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。
- 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定) . რ
- ① 移譲の対象範囲は、「地方分権改革推進要綱(第1次)」(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定) に基づくものとする。
- ② なお、具体的な移譲の対象については、個別の協議・調整を経て決まっていくものである。その際には、国民 生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、引き 続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象とはしないものとする。

地方分権改革推進要綱では、一級河川の都道府県への移管に合わせた保安林指定・解除権限の都道府県へ の移譲が明記されたが、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、河川のみについて記述。

7 保安林解除手続と期間



※括弧書きの期間が標準処理期間(申請者による補正を含まない期間)

地方からの提案に対する当庁の考え方 00

(保安林指定・解除権限の移譲)

(1)提案に対する基本的な考え方

- ① 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有することから、これらの保 安林の指定・解除は、本来的には国が直接行うべき事務。
- いては、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが ② このうち、2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域につ
- 別の一級河川の移譲の議論が完了したものから、当該水系を重要流域の指定から外すこととしており、当該 流域に係る保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとなる。 ③ その一方で、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月閣議決定)」を踏まえ、個

(2)地方の個別の問題意識に対する考え方

- ① 大臣権限の保安林は、その解除に時間がかかる。
- ⇒ 国の審査に係る標準処理期間を3ヵ月と定めており、平均処理期間は91.6日。全案件の約6割は45日 以内で処理を完了している(申請者による補正期間を含めた平成24年度の実績値)。
- 道路改良等の軽微な解除であっても、大臣権限保安林の解除は事務手続の手間がかかる。 **(**)
 - ⇒ 道路の新設又は改良に係る保安林解除申請については、書類の簡素化を措置している。
- 知事権限保安林と審査基準が同じであるため、県において審査可能。 <u>ල</u>
- 国の審査過程においては、解除要件を満たしていないこと等により補正が必要となる案件が多く、国による 厳密な審査の重要性は高い。
- 保安林解除手続が、災害復旧事業の迅速な実施の障害となっている。 4
- 災害復旧に関しては、先に復旧事業を進め、事後の保安林解除申請を可能としている。

保安林制度における国と都道府県の役割分担 (参考)

保安林整備計画流域一覧表

	一	44 夕野!!!	1	三甲甲二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	二十四二二四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	111八十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
Ĺ	-	47 石坝川	82 年三十二日本	10	16.2	701 歌館川~ヘガ川
1		42 pri 20 pri 11 pri 20	02 江川一口川来現	12. 14 14 17 17 17 17 17 17	102 洋米川一性級川	202 XJJII
	3 尻捌川	43 米代川~雄物川	83 能登地区	123 干種川	163 佐波川~錦川	203 大野川
•	4 積丹地区	44 雄物川	84 能登地区~手取川	124 円山川	164 錦川	204 番匠川
	5 胆振地区	45 子吉川	85 手取川	125 円山川~鳥取県境	165 島しよ(山口県)	205 北川
_	6 武島 川	46 秋田県境~最上川	86 手取川~福井県境	126 淡路地区	166 吉野川	206 五ヶ瀬川
	7 沙流川	47 最上川	87 九頭竜川	127 紀ノ川	167 吉野川~那賀川	207 耳川
~	8 日高地区	48 荒川	88 九頭竜川~京都府境	128 有田川	168 那賀川	208 一ツ瀬川
	9 石狩川	49 最上川~新潟県境	89 富士川	129 日高川	169 那賀川~高知県境	209 大淀川
=	10 厚田地区	50 宮城県境~請戸川	90 矢作川	130 富田川	170 香川地区	210 大淀川~鹿児島県境
-	11 留萌地区	51 請戸川~夏井川	91 庄内川	131 日置川	171 香川県境~加茂川	211 川内川
	12 天塩川	52 夏井川~茨城県境	92 木曽川	132 古座川	172 加茂川~重信川	212 川内川~甲突川
	13 十勝川	53 久慈川	93 南伊豆地区	133 午代川	173 重信川	213 甲突川~本城川
1,	14 広尾地区	54 阿賀野川	94 北伊豆地区	134 天神川	174 肱川	214 本城川~肝属川
÷	15 阿寒川	55 福島県境~久慈川	95 富士川~安倍川	135 日野川	175 肱川一高知県境	215 肝属川~宮崎県境
Ĩ	16 釧路川	56 割3到11	96 安倍川	136 鳥取県境~斐伊川	176 島しよ(愛媛県)	216 島しよ(鹿児島県)
-	17 根室地区	57 那珂川~利根川	97 安倍川~大井川	137 斐伊川	177 四万十川~愛媛県境	217 沖縄
7	18 斜里地区	58 利根川	98 大井川	138 斐伊川~江の川	178 四万十川	218 島しよ(沖縄県)
=	19 網走川	59 信濃川	99 大井川~天竜川	139 江の川	179 四万十川~仁淀川	
7	20 常呂川	60 荒川	100 天竜川	140 江の川〜高津川	180 仁淀川	
2	21 湧別川	61 利根川~夷隅川	101 天竜川~愛知県境	141 高津川	181 物部川	
2;	22 渚滑川	62 加茂川~養老川	102 渥美地区	142 島しよ(島根県)	182 物部川~徳島県境	口個
2:	23 宗谷地区	63 養老川~江戸川	103 豊川~矢作川	143 兵庫県境~吉井川	183 山国川	
2,	24 秋田県境~岩木川		104 知多地区	144 吉井川	184 山国川 ~ 遠賀川	車安流域
2	25 岩木川	65 島しよ(東京都)	105 庄内川~木曽川	145 旭川	185 遠賀川	(農林水産
26	26 岩木川~駒込川	66 多摩川~相模川	106 愛知県境~鈴鹿川	146 旭川~高梁川	186 遠賀川~佐賀県境	
5.	27 駒込川~奥入瀬川	67 相模川	107 鈴鹿川	147 児島地区	187 矢部川	重要流域以
28	28 下北地区	68 相模川~酒匂川	108 鈴鹿川~宮川	148 高梁川	188 筑後川	(都道府県
25	29 奥入瀬川~五戸川	69 酒匂川	109 宮川	149 高梁川~広島県境	189 川土川	
ကိ	30 馬淵川	70 酒匂川~静岡県境	110 宮川~熊野川	150 芦田川	190 川上川~長崎県境	
က	31 新井田川	71 山形県境~荒川	111 熊野川	151 芦田川~沼田川	191 佐賀北部	
3,	32 青森県境~小本川		112 淀川	152 沼田川	192 佐賀県境〜川棚川	斯田沃特
က်	33 小本川~閉伊川	73 関川	113 由良川	153 沼田川~黒瀬川	193 中半島部	二年女信念
3,	34 閉伊川	74 姫川	114 由良川~兵庫県境	154 黒瀬川~太田川	194 島しょ(長崎県)	
Ř	35 閉伊川~宮城県境	75 佐渡地区	115 神崎川	155 太田川	195 独光川	一里用话存一
ř	36 米代川	76 新潟県境~黒部川	116 大和川	156 太田川~山口県境	196 白川	ダミメー
က	37 北上川	77 黒部川	117 大和川~和歌山県境	157 島しよ(広島県)	197 禄川	
ñ	38 岩手県境~北上川	78 黒部川~常願寺川	118 武庫川	158 島根県境~橋本川	198 球磨川	
ဗိ	39 鳴瀬川	79 常願寺川	119 六甲地区	159 橋本川	199 島しょ(熊本県)	
4	40 鳴瀬川~名取川	80 神通川	120 加古川	160 橋本川~吉田川	200 山国川~駅館川	

全大臣権限)

具知事権限) 以外

:122流域

以外:96流域

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 ヒアリング資料

する提 保安林制

I 解除に係る大臣同意

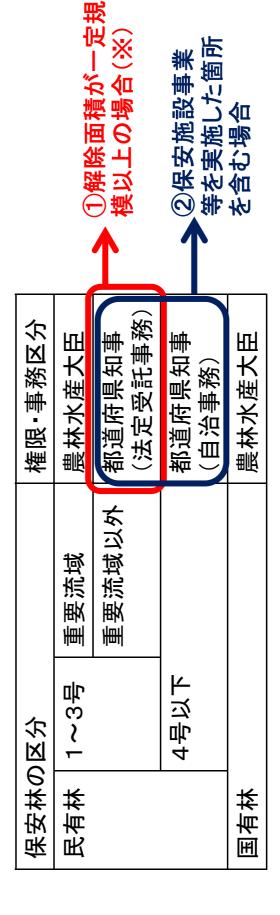
保安林制度における大臣同意協議の対象 **ග**

都道府県知事権限の保安林の解除において、農林水産大臣の同意が必要となるのは、 以下の2とおり

(1)重要流域以外の1~3号保安林の解除面積が一定規模以上の場合

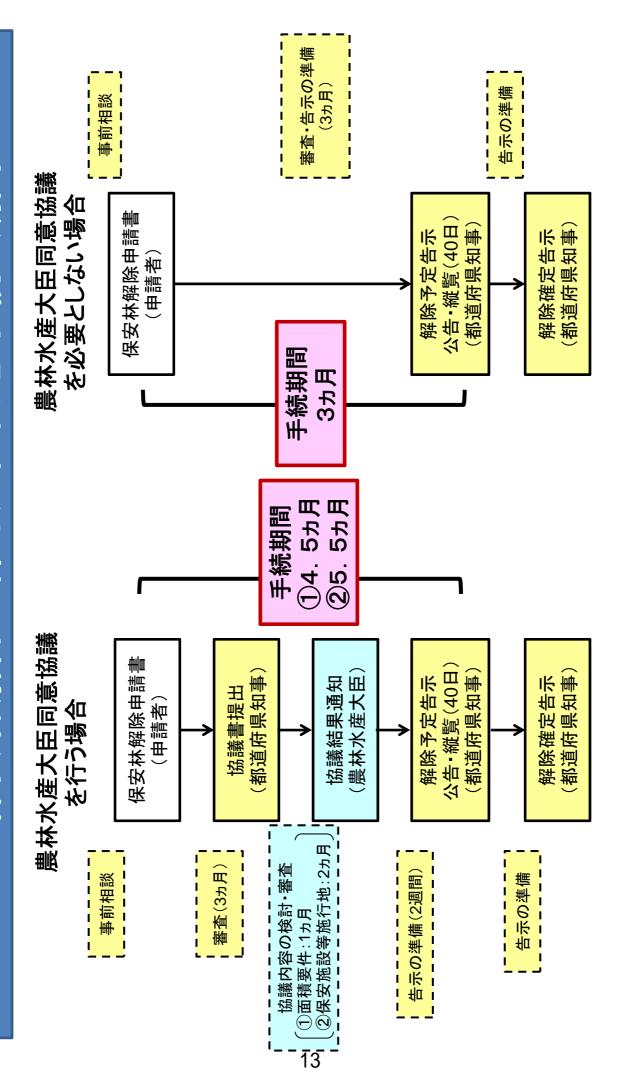
(2)過去に保安施設事業等を実施した箇所を含む場合

保安林解除に農林水産大臣の同意が必要な場合



一定規模とは、指定理由の消滅による解除の場合は1ha以上、公益上の理由による 解除の場合は5ha以上をいう。 ×

10 保安林解除に係る大臣同意手続と期間



※括弧書きの期間が標準処理期間(申請者による補正を含まない期間)

11 地方からの提案に対する当庁の考え方

(大臣同意の廃止)

(1)重要流域以外の1~3号保安林の解除面積が一定規模以上の場合

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有することから、これらの保 ① 水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、 安林の指定・解除は、本来的には国が直接行うべき事務。
- は、平成23年度以降で全国8件にとどまっており、大臣権限の保安林解除事務を通じて事例を集積している国 以外であっても、国が広域的な観点から保安林解除の妥当性を審査する必要がある。また、該当する案件数 ② 一定面積以上の森林の開発では、土砂の流出等の問題発生率が上昇する傾向があることから、重要流域 による審査は、一定面積以上の開発に内包する危険性を低減する意味において有効。

(2)過去に保安施設事業等を実施した箇所を含む場合

このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった 保安林の機能が引き続き維持されるかについて、全国的見地から国民の安全が等しく確保されるよう、流域 保安施設事業等は、国民の生命・財産・社会経済活動を守ることを目的とし、山地災害の危険が高い箇所 等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で国費を投入して実施するものである。 保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要。 0

(3)地方の個別の問題意識に対する考え方

- ① 国の同意協議により、保安林解除に時間がかかる。
- 国における標準処理期間を定めており、ほぼ全ての案件をその期間内で処理。標準処理期間が2ヵ月と定 められている保安施設事業等施行地に係る解除案件についても、1ヵ月以内に処理を行っている。

② 形式的な同意協議は不要。

- 同意協議においても、解除要件の内容に関する審査を行っている。解除要件である「事業実施の確実性」 に関する補正が必要となった事例もあり、形式的な審査ではない。
- ③ 大臣同意手続が、災害復旧事業の迅速な実施の障害となっている。
- 災害復旧に関しては、先に復旧事業を進め、事後に保安林解除申請を行うことが可能。